

決議

本大會は左記要綱に基く労働者保護法の制定を要求し、その實現を期す

- 一、現行各種保護法の適用外にある一切の労働者を包含するものたる事
  - 二、現行工場法以上の保護條件を規定する事
  - 三、社会局の私案を大體妥當のもの認め、之れを修正補足して完成を期する事
- 實行方法
- 一、總同盟執行機關に於て極力努力すること
  - 二、社会民衆黨大會に提出
  - 三、議會提出

要求大綱

- 第一、範圍
- 工場法、礦業法、船員法適用以外の労働者は人数の制限を撤廢し適用せしめること
- 第二、扶助原因
- 業務上の負傷、疾病、死亡及これに依つて起る餘病に對し扶助すること
- 第三、扶助を受くべき者
- 適用事業に従事する一切の労働者とする事
- 第四、扶助責任者
- 一、扶助責任者は事業者とすること
  - 二、土木建築工事にあつては註文主を事業者となすこと
- 第五、扶助の内容
- 一、工場法以上たるべきこと
  - 二、休業中の賃額は全額たるべきこと
  - 三、打切期間を延長すること
  - 四、賃銀の標準算定は労働組合参加の委員會にて決定すること

- 第六、災害扶助責任保險
- 社会局案に對して
- 一、は即日よりなすこと
  - 二、すべてを強制加入せしむること
- 二七、臨時雇傭制度の件

臨時雇傭制度は、労働者を不安に陥れるものは無い、資本家は臨時雇の名の下に、法律に依る自己の負擔を免れてゐる我々は生活不安を少しでも軽くする爲めに同制度を徹廢せしめねばならぬ

實行方法

- 一、資本家に對して日常機會ある毎に要求する事
  - 二、友誼團體並に社民黨と協力して、撤廢運動を起す事
  - 三、臨時雇制度禁止の法律を要求する事
- 二八、工場法改正に関する件

神奈川製材労働組合 大阪聯合會 新宮共愛會提出 説明 田中 勳

改正要點

- 一、工場法適用範圍(十名以上)を削除すること
- 二、公傷病は工場法に依つて健康保險法より獨立すること
- 三、施行令第七條の扶助規定の増補、並に扶助料支給の標準日給を一圓二十錢未満の者を一圓五十錢に引上ぐる事
- 四、紡績産業に於ける職業病たる、一、脚氣 二、呼吸器病 三、肺結核並に他の一切の産業職業に伴ふ病氣はこれを